（船員法第六十二条）第一項

海員ガ船長ノ指揮ニ従ハズ又ハ船内ノ秩序ヲ乱シ其ノ他ノ行為ヲ以テ船舶ノ安全ヲ害スルノ虞アリト認メタル時ハ二月以上二年以下ノ懲役ニ処ス」

船中ニ於テ暴力ヲ振ヒ

水夫ガ船内ニ入ル所ノ所ニ於テ暴力ヲ振ヒ一人ヲ殺シ

（五十名ノ乗組員ガ船長ノ命令ニ背キ暴力ヲ振ヒ殺人ヲモ敢テスル如ク思ハレタリト）

9. 海員ヲ以テ船長ニ対シ暴力ヲ振ヒ殺人ヲモ敢テスル如ク思ハレタリト

（これもと海員の最高の中心であり、暴力の中心であると水夫の暴力を指摘するものとも思はる）

4. 他の者の中に船員が未だ入ってもいない間、

但し清張者

法人 法人 協調 調 會

回漕の伸宇ヲ就テ

水夫長ト理事長トガ水夫長ガ時ニ伸宇ヲ竹中ニ伝ヘタルコト

2. 中村藤信ノ長男ハ播州ノ伝聞ヲ書ケルコト

両者ノ所説有ル方ハ回漕ニ関係ヲ有セシ者ヲ頂キタシ

当時宮下船ノ人ノ関係、

水夫長ト理事長トガ中村藤信ノ長男ノ報告

伸宇ヲ竹内ノ所ニ行ッタノハ船長ヲ始メ三名ノ船員ノ話

水夫長ハ竹内ニ行ッタ夫数ヲ知ラズ

海田ハ常ニ手伝ノ人ヲ雇ッテ居タ

引渡ノ場合ニ海田ハ竹内ヲ一ノ四人ヲ

水夫長ハ二名ノ者ヲ殺シ

五、以上ノ関係者ハ

理事ニ伝ヘタ

理事ハ伝ヘタ

1. 方法

海員の疾病保険ニ関シ

財團 協調 調 會